

法曹養成制度改革連絡協議会（第7回）

2017年5月19日（金）午前10時00分～

日本弁護士連合会 配布資料

3. 海外展開

3-1	法律サービス展開本部国際業務推進センター関連のイベント等の開催状況について(2016年10月1日以降)	P. 1
3-2	日本における国際仲裁機能を強化することに関する意見書(2017年2月16日)	P. 2
3-3	国際仲裁セミナー「国際取引紛争の解決と仲裁の利用～国際仲裁を身近なものに～」(2017年1月27日)	P. 6
3-4	国際公法の実務研修連続講座(2016年11月～2017年3月)	P. 7
－	LAWASIA東京大会2017	別冊

法律サービス展開本部関連のイベント等の開催状況について(2016/10/1~)

■国際業務推進センター関連

開催日	イベント名	会場	備考
2016年10月17日	シンガポール弁護士会との共同セミナー「Singapore Experience in International Mediation and Family Law」	東京	日弁連主催・シンガポール弁護士会共催
11月7日	国際公法の実務研修連続講座 第1回「国際公法の実務総論①」	東京	
11月24日	国際公法の実務研修連続講座 第2回「国際公法の実務総論②」	東京	
12月8日	国際公法の実務研修連続講座 第3回「国際司法裁判所(ICJ)の理論」	東京	
12月22日	国際公法の実務研修連続講座 第4回「国連海洋法条約(UNCLOS)及び国際海洋法裁判所(ITLOS)の理論」	東京	日弁連主催・外務省/国際法学会後援
2017年1月6日	国際公法の実務研修連続講座 第5回「国連海洋法条約(UNCLOS)及び国際海洋法裁判所(ITLOS)の実務」	東京	
1月10日	国際公法の実務研修連続講座 第6回「国際刑事裁判所(ICC・ICTYを含む)の実務」	東京	
1月27日	国際仲裁セミナー「国際取引紛争の解決と仲裁の利用～国際仲裁を身近なものに～」	愛知県	愛知県弁護士会共催 /愛知県、経済産業省中部経済産業局、名古屋商工会議所、ジェトロ名古屋、独立行政法人中小企業基盤整備機構、JICA中部、公益財団法人あいち産業振興機構、公益社団法人日本仲裁人協会後援
1月31日	国際公法の実務研修連続講座 第7回「国際刑事法廷(ICC・ICTYを含む)の理論」	東京	日弁連主催・外務省/国際法学会後援
2月28日	国際公法の実務研修連続講座 第8回「国際司法裁判所(ICJ)の実務」	東京	
3月7日	国際公法の実務研修連続講座 第9回「世界貿易機関(WTO)紛争処理手続の理論」	東京	日弁連主催・外務省/国際法学会後援
3月17日	国際公法の実務研修連続講座 第10回「世界貿易機関(WTO)紛争解決手続の実務」	東京	
3月18日	弁護士の国際業務シンポジウム in 福岡～九州・福岡から世界へ	福岡県	福岡県弁護士会、九州弁護士会連合会共催、ジェトロ福岡後援

日本における国際仲裁機能を強化することに関する意見書

2017年（平成29年）2月16日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

当連合会は、政府に対し、日本における国際的な紛争解決手段としての国際仲裁の重要性、特に国際的なビジネス紛争の解決手段として国際仲裁が主流となる傾向にあることに鑑み、日本がこれらの手段における国際紛争解決地としてより多く選定され、我が国の法曹が国際仲裁に関与する実務家としてより広く活躍できるよう、国際仲裁の実施に適した物的施設の整備、仲裁法制の整備、仲裁機関の拡充、仲裁に携わる法律実務家の確保、養成など物的・人的インフラ整備のための取組、及び民間によるこれらの取組の支援など、日本における国際仲裁機能を強化するための施策及び体制整備を、省庁横断的に、かつ、速やかに講じるよう求める。

第2 意見の理由及び背景

1 国際仲裁の重要性とその背景について

経済がグローバル化し、国籍の異なる企業間の紛争が増える中、紛争当事者の合意に基づいて選任された仲裁人の仲裁判断により紛争を解決する国際仲裁が、国際紛争の解決手段の主流になりつつある。

国際仲裁は、裁判と異なり、実施国を問わずほぼ同じ手続で紛争を解決することができ、条約に基づき約150か国において仲裁判断を執行することができるなど一国の裁判制度に縛られない紛争解決手段である。今後、企業間の紛争解決制度として活用される傾向が一層加速すると予想され、さらに、企業間のみならず、企業と国家、国家間の国際的な紛争の中立的な解決手段としても大いに利用されるなど、国際的な司法インフラに不可欠な制度となっている。また、国際仲裁の増加に平仄を合わせる形で、司法的な判断に代え、話し合いにより紛争を解決する国際調停のニーズも増えていると言える。

かかる国際仲裁を巡る実情に鑑みれば、日本における国際仲裁機能を充実させることは、日本企業が司法制度の未成熟な、あるいは信頼性の低い他国に進出する際、当該国での裁判所に代えて権利を実現するための重要な司法インフラとなり得る。また、日本の国際仲裁がより使いやすい制度になれば、日本への投資を検討する外国投資家の投資を促進する効果や、我が国が進める知財戦略を含む経済の成長戦略に資することも期待し得ると言える。

2 諸外国の仲裁振興、同招致活動等の実情

1で述べた国際仲裁の重要性及びニーズの高まりを受け、世界各国で、自国に国際仲裁を招致することを基とした、いわゆる「仲裁振興」策を導入する動きが見られる。とりわけ海外からの投資が増加するアジア諸国において、官民一体となって、国際仲裁に関わるハード面のインフラ（仲裁の審問設備等）とソフト面のインフラ（仲裁に関わる法制度の整備及び裁判所による仲裁の支援、地元仲裁機関の支援、人材育成等）の整備に力を入れる傾向が見られる。

こうした諸外国における仲裁振興の背景には、1で述べたように、自国における国際仲裁の強化には、外国の対内投資を促すとともに、他国での紛争解決に二の足を踏む中小企業の海外進出を後押しするなど、経済成長を図る多くのアジア諸国にとって、政府自らが財政支援、人材育成等を行い、その振興に積極的に関与する動機となる効果が認められるとされる。

また、企業や仲裁実務家が仲裁をより積極的・戦略的に活用する能力を強化することにより、当該国の企業、司法、法曹の国際競争力を高めるとともに、国際仲裁に関わる法制度や実務を整備し、裁判所における仲裁関連事件（仲裁権限審査、証拠調べ援助、判断取消など）の処理能力を高めることを通じて、国際仲裁実務の世界標準化に影響を及ぼすといった国家戦略があると言うことができる。その結果、自国の国際仲裁実務が世界標準まで高められれば、当該国の企業や法曹が世界各国の仲裁を活用することが容易となり、その活動を一層拡充することが可能となる。のみならず、国際仲裁について高い能力を備えた国の仲裁実務家（仲裁人・代理人など）は、国家間仲裁、企業・投資家間の仲裁においても仲裁人、代理人を務めることを通じて、国際的な紛争解決のルールや法実務の形成に重要な役割を演じることが期待でき、そのことに照らしても、国際仲裁に関わる能力の向上は、各国にとって重要な課題となっている。

さらに、自国の国際仲裁を強化することは、当該国に対し大きな経済効果をもたらすことが期待される。例えば、世界各国から国際仲裁のヒアリング、あるいは仲裁関連の国際会議の参加者が集まり、そのことにより、当該国や都市に大きな経済効果がもたらされるとも言われている。

このような仲裁振興を背景に、アジアの各国では、国内外のユーザーを取り込んで、現に国際仲裁の新規受理件数を順調に伸ばしており、例えば2015年の同データとして、香港国際仲裁センター（H K I A C, Hong Kong International Arbitration Centre）で214件（国内仲裁案件を含めると合計271件）、シンガポール国際仲裁センター（S I A C, Singapore International

Arbitration Centre) で約 228 件（国内及び国際仲裁案件の合計 271 件の 84 %にあたる数値），大韓商事仲裁院（K C A B，Korean Commercial Arbitration Board）で 74 件（国内仲裁案件を含めると合計 413 件），クアラルンプール地域仲裁センター（K L R C A，The Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration）で 18 件（国内仲裁案件を含めると合計 113 件）と報告されている。

3 日本における国際仲裁を巡る実状と強化の必要

一方，我が国の国際仲裁の実情に目を向けると，仲裁機関 J C A A（一般社団法人日本商事仲裁協会）の新規受理件数は，ここ 5 年，年間 20 件前後にとどまっている。こうした数字からも明らかのように，アジア各国が政府をあげて仲裁振興に力を入れる中，我が国の「仲裁力」は相対的に地盤沈下が進んでいると言わざるを得えない。また，我が国における仲裁人及び仲裁代理人の育成も関係機関の努力により着実に行われているが，更に強化する余地がある。このような背景から，日本企業を当事者とする国際紛争の仲裁が他国を仲裁地として行われるなど，いわば仲裁案件の国外流出が後を絶たない。

しかしながら，1，2 で述べたことを踏まえるなら，こうした実情を克服することは，日本企業，司法，法曹がその国際的活動を伸びやかに拡充する上でも，日本が国際的な紛争解決ルールづくりに関与する上でも，また，日本への投資を一層促進するという観点からも，喫緊の課題であると言える。

したがって，我が国の国際仲裁の機能を高め，国際仲裁を招致することは，日本企業，司法，法曹のみならず，我が国そのものの国際競争力強化にとって重要な施策であり，具体的には，ハード・ソフト両面で，我が国の仲裁インフラを充実させ，国際水準にまで高め，日本のユーザーのみならず海外のユーザーにも利用しやすい制度とすることが急務である。

このうち，ハード面では，シンガポールの Maxwell Chambers に代表される仲裁のヒアリング施設のように，日本に拠点のない海外のユーザーの利用に耐え得る物的設備の整備等が必要となる。

一方，ソフト面では，1985 年の U N C I T R A L（国際連合国際商取引法委員会，United Nations Commission on International Trade Law）モデル法以降の発展（特に，我が国の仲裁法は U N C I T R A L モデル法に準拠して立法されているところ，同モデル法の 2006 年版の改正を取り入れるかどうかの検討がなされていない。）を取り入れた仲裁法の整備，日本の裁判所による仲裁支援の強化，日本の仲裁機関の強化，海外国際仲裁機関の日本への招致，

海外の仲裁実務家の入国審査の緩和、日本の企業や法曹に対する教育・啓発活動等が重要な柱となる。とりわけ、国際人材（留学経験者等）の活用や海外機関への派遣等を通じ、日本の仲裁実務家を早急に養成・確保すべきである。

このような施策は、官民総力をあげて行う必要があり、我が国においては経済振興、国際紛争解決等に關係する省庁が複数にわたることを考えるなら、民間の協力を受けながら、迅速な対応を進めるため、政府主導で強力に押し進める新たな体制を整備することが望ましい。

4 まとめ

以上より、意見の趣旨のとおり、当連合会は、政府に対し日本における国際仲裁機能を強化するための施策及び体制整備を、省庁横断的にかつ速やかに講じるよう求める。

以上

国際仲裁セミナー

「国際取引紛争の解決と仲裁の利用
～国際仲裁を身近なものに～」

■主催 日本弁護士連合会
■共催 愛知県弁護士会
■後援 愛知県、経済産業省中部経済産業局、名古屋商工会議所、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）名古屋貿易情報センター、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人国際協力機構中部国際センター（JICA中部）、公益財団法人あいち産業振興機構、公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）

日時：2017年1月27日（金）13:00～16:00

場所：東建ホール・丸の内

(名古屋市中区丸の内二丁目1番33号 東建本社丸の内ビル3F・4F)

■参加費 無料

■主な参加対象 弁護士、企業関係者、関連機関、司法修習生、法科大学院生、大学関係者等

■申込み FAXにて事前にお申し込み下さい。

経済のグローバル化にともない、中小企業が海外企業と契約を結ぶことが増えています。相手方から示された契約に「紛争解決は〇〇国の仲裁で解決する」という条項が入っていることも少なくありません。企業から相談を受ける弁護士としては、国際仲裁がどのような手続なのか、裁判による解決と仲裁による解決の違いは何かを知っておかないと、適切な対応はできません。そこで、当連合会では愛知県弁護士会とともに、国際取引に係る紛争解決手段としての国際仲裁をテーマとしてセミナーを共催し、国際仲裁制度の内容・海外での活用実績・日本企業が活用する際の留意点等について情報提供させていただくことといたしました。東京以外で開催されることは少ない貴重なセミナーとなっておりますので、奮ってご参加ください。

<プログラム>（予定）

【第一部】国際仲裁に関する講演等

講師：古田 啓昌（日弁連法律サービス展開本部国際業務推進センター国際商事・投資仲裁ADR部会副部会長）

【第二部】国際仲裁に関するケーススタディとパネルディスカッション

モデレーター：早川 吉尚（日弁連法律サービス展開本部国際業務推進センター委員・立教大学法学部教授）

パネリスト：大貫 雅晴（元一般社団法人日本商事仲裁協会理事、（公社）日本仲裁人協会理事、同関西副支部長）

島岡 聖也（元株式会社東芝法務部長、元同社取締役監査委員、国際取引法学会理事）

小林 洋哉（元株式会社ジェイテクト法務部長、名古屋外国語大学教授）

古田 啓昌（日弁連法律サービス展開本部国際業務推進センター国際商事・投資仲裁ADR部会副部会長）

小川 晶露（愛知県弁護士会国際委員会委員長、日弁連法律サービス展開本部国際業務推進センター委員）

～【送付先】FAX 03-3580-9840 日弁連国際課行～

お名前（ふりがな）：

登録番号（弁護士のみ）：

御所属：①企業 ②弁護士 ③関連機関 ④その他

メールアドレス：

（貴社名、事務所名等、ご所属を御記載ください。）

電話番号：

御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理致します。この個人情報に基づき、日本弁護士連合会もしくは日本弁護士連合会が委託した第三者より、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が益であると判断する情報を御案内させていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することができます。また、本票記載の個人情報を日本弁護士連合会から愛知県弁護士会に提供します。

以上について同意をいただいた上でお申し込みください。

国際公法の実務研修連続講座

国際公法に関わる業務や国際機関等の就職に関心を持つ会員の皆様を対象に、

国際公法(国際刑事法、海洋法、主要な国際裁判手続等を含む)の実務に関する連続講座を実施いたします！この機会に是非奮ってご参加ください。

日時: 2016年11月7日(月) から、原則毎月2回(全10回を予定) 18時00分～20時00分

場所: ①弁護士会館内会議室(東京都千代田区霞が関1-1-3)

②各弁護士会館(テレビ会議システムを利用した参加)

(※弁護士会の都合により接続いただけない場合もありますので、ご所属の弁護士会に御確認ください。)

参加費: 無料

申込方法: 日弁連会員専用HP「おしらせ」から応募書式をダウンロードしていただき、御記入の上、担当事務局まで郵送、持参により御提出ください。参加可否の結果については、10月中下旬までに御連絡します。(なお、事前に参加申込をいただいた方のみ参加いただけます。また、講座の一部の回のみの参加はできませんので、予め御了承ください。)

応募締切:10月7日(金)17時30分必着

提出先:〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

日本弁護士連合会 企画部国際課 近藤 宛て



◇アクセス方法◇

- ・地下鉄
丸ノ内線、日比谷線、千代田線 霞ヶ関駅B1-b出口直結
有楽町線 桜田門駅5番出口から徒歩8分
・JR
山手線 有楽町駅から徒歩15分

連続講座の詳細は裏面を
御確認ください。

主催: 日本弁護士連合会
後援: 外務省、国際法学会

国際公法の実務研修連続講座スケジュール(予定)

◆第1回

日時:2016年11月7日(月)18:00~20:00

テーマ:国際公法の実務総論①(含むオリエンテーション)

講師:御巫 智洋(外務省国際法局国際法課長)

矢吹 公敏(日弁連国際業務推進センター長・弁護士)

大谷美紀子(同副センター長)

◆第2回

日時:2016年11月24日(木)18:00~20:00

テーマ:国際公法の実務総論②

講師:坂元 茂樹(同志社大学教授)

◆第3回

日時:2016年12月8日(木)18:00~20:00

テーマ:国際司法裁判所(ICJ)の理論

講師:玉田 大(神戸大学教授)

◆第4回

日時:2016年12月22日(木)18:30~20:30

テーマ:国連海洋法条約(UNCLOS)及び国際海洋法裁判所(ITLOS)の理論

講師:河野真理子(早稲田大学教授)

◆第5回

日時:2017年1月6日(金)18:00~20:00

テーマ:国連海洋法条約(UNCLOS)及び国際海洋法裁判所(ITLOS)の実務

講師:北浦 康弘(外務省国際法局海洋法室長)

武井 良修(国連事務局法務部海洋問題・海洋法課 法務官)

◆第6回

日時:2017年1月10日(火)18:00~20:00

テーマ:国際刑事法廷(ICC・ICTYを含む)の実務

講師:野口 元郎(国際刑事裁判所被害者信託基金理事長/最高検察庁検事)

河島さえ子(国連旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所・裁判部 法務官)

◆第7回

日時:2017年1月31日(火)18:00~20:00

テーマ:国際刑事法廷(ICC・ICTYを含む)の理論

講師:古谷 修一(早稲田大学教授)

◆第8回

日時:2017年2月28日(火)18:00~20:00

テーマ:国際司法裁判所(ICJ)の実務

講師:高柴優貴子(立命館アジア太平洋大学准教授/元国際司法裁判所(ICJ)法務官・所長特別補佐官)

◆第9回

日時:2017年3月7日(火)18:00~20:00

テーマ:世界貿易機関(WTO)紛争解決手続の理論

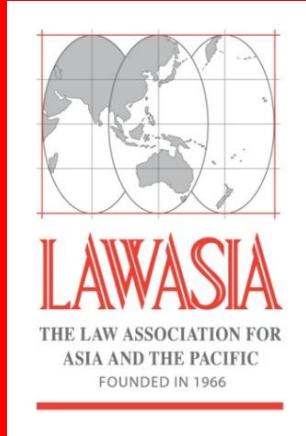
講師:阿部 克則(学習院大学教授/外務省経済局国際経済紛争処理室顧問)

◆第10回

日時:2017年3月17日(金)18:00~20:00

テーマ:世界貿易機関(WTO)紛争解決手続の実務

講師:齋藤 幸司(外務省在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官)



30th LAWASIA Conference - Tokyo 2017

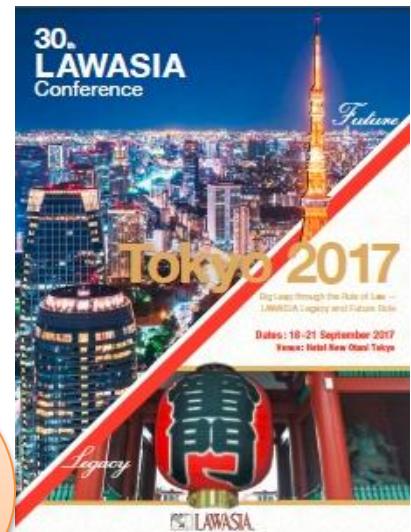
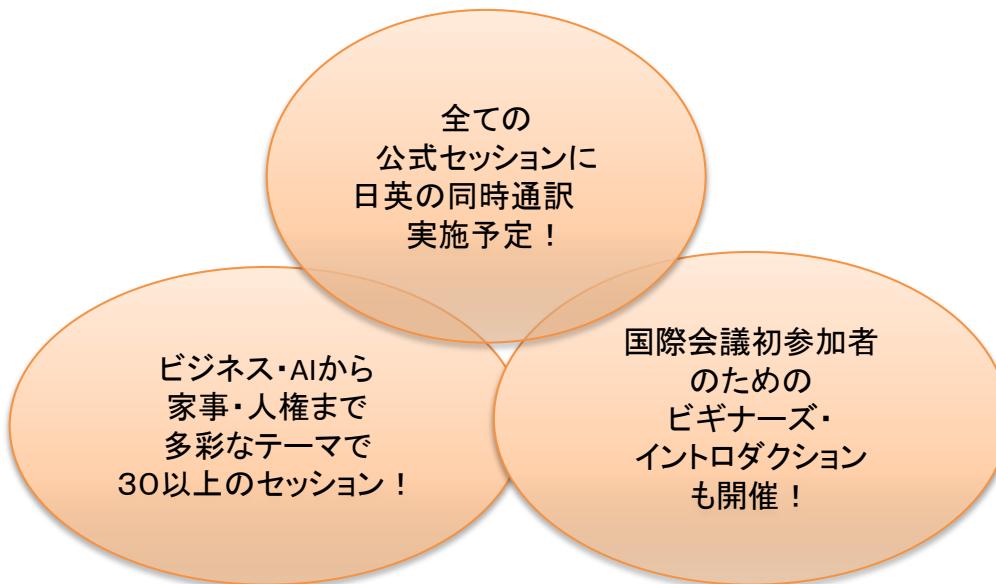
***Big Leap through the Rule of Law
- LAWASIA Legacy and Future Role***

LAWASIA 東京大会2017

法の支配による大いなる飛躍～ローエイシアの軌跡とこれからの役割

日時: 2017年9月18日(月・祝)～21日(木)

場所: ホテルニューオータニ東京(東京都千代田区紀尾井町4-1)



【参加登録料※1の御案内】

カテゴリー	早期割引参加登録料	通常参加登録料
ローエイシア会員	120,000円	140,000円
ローエイシア非会員	130,000円	150,000円
若手弁護士(登録10年以下)	100,000円	120,000円
司法修習生・学生	70,000円	90,000円
大学教員等※2	80,000円	100,000円
同伴者	60,000円	60,000円

※1 参加登録料には、ウェルカムレセプション(9月18日(月・祝))、会議(9月19日(火)～9月21日(木)の3日間)、会議期間中のランチ、ガラディナー(9月20日(水))への参加費用が含まれております。

※2 大学教員等カテゴリーには、大学教員、裁判官、裁判所書記官、調査官、調停委員、検察官、公証人、および企業法務担当者の方が該当します(ただし、いずれも弁護士登録されている方を除きます)。

LAWASIA東京大会2017ホームページの参加登録からお申し込み下さい。

<http://www.lawasia-tokyo2017.jp/entry.html>

5月31日までに登録された方には、早期割引参加登録料金が適用されます。



LAWASIA東京大会2017 プログラムについて

30th LAWASIA Conference LAWASIA東京大会2017 法の支配による大いなる飛躍～ローエシアの軌跡とこれからの役割

※全ての公式セッションに日英の同時通訳実施予定

Day 0 2017年9月17日（日）

13:00-20:00	ツアーソーシャルプログラム 大相撲秋場所観戦
-------------	---------------------------

Day 1 2017年9月18日（月・祝）

9:00-14:40	ツアーソーシャルプログラム 座禅＆精進料理体験
12:30-16:30	買い物お助け隊
16:45 - 17:45	フレセミナー ビギナーズイントロダクション
18:00 - 20:00	ウェルカムレセプション

Day 2 2017年9月19日（火）

9:15 - 10:45	開会式
11:00 - 12:30	フレナリー1 フレナリーセッション（司法） 司法権の独立と法の支配
12:30 - 14:00	ランチ 会場：鶴の間 －ランチセッション－
12:30 - 14:00	若手キャリアランチョン
14:00 - 15:30	セッション1 ビジネス法（アジアと欧州） アジア企業の欧洲ビジネス投資における近時の動向と法的課題
	人権 Access to Justice for Victims ～司法は犯罪被害者のためにどうあるべきか～
	民事法 高齢社会と法的対応
	ADR／ビジネス法 トランプ・ブレジット時代の投資協定仲裁
15:30 - 16:00	コーヒーブレイク / ネットワーキング
16:00 - 17:30	セッション2 ビジネス法（金融） アジア各国のキャッシュレス決済事業者に対する規制の現状と今後の方向性～リテール金融のボーダーレス化を見据えて～
	公益／刑法 国家による汚職対策と企業によるコーポレート・ガバナンスの協働～企業社会における法の支配と culture of lawfulness～
	ビジネス法（証券・投資） アジア各国におけるM&Aに際して適用ある外資規制とそれに伴う実務的な対応例
	若手法曹 法律実務の国際化と若手弁護士の活動領域
17:45 -	－サイトセッション－ 人権部会交流会
18:00 -	家事部会ミニ講演会
18:00-20:00	ツアーソーシャルプログラム 皇居ラン（懇親会：20:30-22:30）

Day 3 2017年9月20日（水）

9:00 - 10:30	セッション3 ビジネス法（証券・投資） アジア投資におけるAnti-Corruption に関わる現地規制や展望	公益／企業法務 通信秘密保護制度～弁護士との相談内容は秘密か？～	ADR アジアにおける国際商事仲裁の最新論点	民事法 養育費の算定及び効果的回収に関する各國の制度と国際的事案への対応
10:30 - 11:00	コーヒーブレイク / ネットワーキング			
11:00 - 12:30	セッション4 ビジネス法（データ保護） ビッグ・データ～データ保護法は最新のテクノロジーを捕らえているか？～			
	人権／家事法 移民をめぐる諸問題 ～どくに「家族」と「子ども」に焦点を当てて～			
	ビジネス法（環境） 排気、廃水、廃棄物に関する問題点とそれらがもたらす効果について～アジア各国におけるwaste がもたらした土壤汚染、水質汚濁、海洋汚染の改善・防止に向けた規制の動向～			
12:30 - 14:00	ランチ －ランチセッション－ LGBTランチョン アジア太平洋地域におけるLGBTの権利			
14:00 - 15:30	セッション5 ビジネス法（知的財産権） デジタル時代におけるクリエイターへの対価還元と著作権の集中管理			
	刑法 諸外国の司法取引と日本の新制度～ホワイトカラーフランク～			
	ビジネス法（不動産） アジア諸国における不動産担保・執行手続の実務上の諸問題～比較法的視点から～			
15:30 - 16:00	コーヒーブレイク / ネットワーキング			
16:00 - 17:30	セッション6 ビジネス法（エネルギー・資源） アジア地域のエネルギー保障～国連持続可能開発目標（SDGs）を満たすクリーンエネルギー確保に向け未来			
	企業法務 アジア太平洋地域における企業内弁護士の現在と未来			
	ADR アジア・太平洋地域において調停を成功させる秘訣			
	弁護士会（IT・AI） 法律実務と技術革新			
19:00 - 22:00	ガラディナー			

Day 4 2017年9月21日（木）

9:00 - 10:30	セッション7 ビジネス法（雇用） アジア各国のリースメント及びダイバーシティに対する法規制とその運用	人権 ビジネスと人権～国境を越える企業活動において生じる人権侵害の救済と、法律家の役割～	公益 アジアの民商事法の四半世紀：相互影響と法整備支援	MOOT（模擬仲裁） 決勝戦（10:00-12:30）
10:30 - 11:00	コーヒーブレイク / ネットワーキング			
11:00 - 12:30	セッション8 ビジネス法（租税） 国際的租税回避への対応～現状と今後～	公益／司法 アジアのリーガルエイドの発展と将来課題～持続的発展のためのロードマップ～	弁護士会 アジアにおける弁護士会の挑戦	MOOT（模擬仲裁） 決勝戦（10:00-12:30）
12:30 - 14:00	ランチ フレナリー2 フレナリーセッション（人権） ビジネスと人権のための協働に向けて～国連専門委員との対話～			
14:00 - 15:30				
15:45 - 17:15	閉会式			
17:15 -	フェアウェルパーティ			

Day 5 2017年9月22日（金）

ツアーソーシャルプログラム 京都観光

上記プログラムは2017年4月28日現在。今後、変更の可能性があります。

ローエシア東京大会2017運営事務局（株式会社コングレ内）

E-mail: reg-lawasia2017@congre.co.jp 電話: 03-5216-5303 営業時間: 10:00～17:00(土・日・祝日を除く平日)